

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和4年9月定例県議会に提案される福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙1のとおり知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和4年9月7日

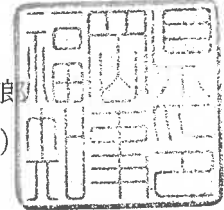
教 育 長

別紙1

4 人 第 6 4 4 号
令和 4 年 8 月 4 日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(総務部人事課総務係)



条例の提案に対する意見の聴取について

令和 4 年 9 月 定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 提案条例案
福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 回答期限
令和 4 年 8 月 1 5 日

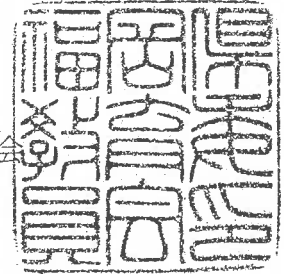
4教総第1168号

4教教第1780号

令和4年8月12日

福岡県知事 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について（回答）

（対8月4日4人第644号）

さきに意見聴取のあった条例の提案については、同意します。

福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

国において育児休業制度が見直されることに鑑み、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和を行うほか、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

(1) 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和

子の出生後8週間以内に育児休業を取得する場合、職員の任用期間に係る要件について、「現行：子が1歳6か月に達する日まで」を「改正後：子の出生後8週間の末日から6月を経過する日まで」に緩和するもの。

【参考】非常勤職員の育児休業取得要件（条例第2条関係）

次の①・②のいずれにも該当する非常勤職員

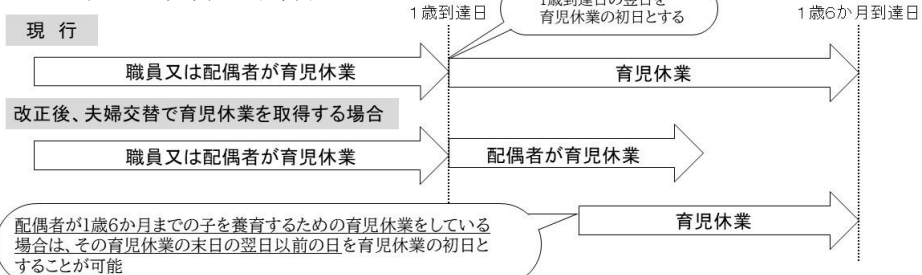
- ① 子の出生後8週間以内に育児休業を取得する場合については、子の出生後8週間の末日から6月を経過する日（現行：子が1歳6か月に達する日）までに、任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでない者【要件緩和】
- ② 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める者（※1週間の勤務日が3日以上である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている場合で1年間の間の勤務日が121日以上である者）

※「福岡県職員の育児休業等に関する規則」第1条の2で規定

(2) 非常勤職員の育児休業の取得要件の柔軟化

保育所に入所できない等の理由により、子が1歳を超えて育児休業を取得する場合の休業開始日に係る要件（現行：子が1歳に達した日の翌日を育児休業の初日とする）を柔軟化し、夫婦交替での育児休業の取得を可能とするもの。

【参考】子が1歳到達以降の取得例



(3) 育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定の削除

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業の取得回数制限が緩和され、育児休業を原則2回まで取得することが可能となるため、職員（非常勤職員を含む。）が育児休業等計画書より申し出た場合に限り2回目の取得を可能としていた規定を削除するもの。

3 施行期日

令和4年10月1日

第 号議案

福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和四年 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

国において育児休業制度が見直されることに鑑み、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和を行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例

福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ(1)中「到達日」という。」の下に「（当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四の規定に該当する場合にあっては当該子が二歳に達する日）」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休

業をしようとするもの

第二条第三号ハ及びニを削る。

第二条の三第三号イ及びロ以外の部分を次のように改める。

一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合） 当該子の一歳六か月に達日

第二条の三第三号中ロをハとし、同号イ中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して法定等育児休業をする場合にあつては、当該法定等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の三第三号に次のように加える。

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第二条の四中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して法定等育児休業をする場合にあつては、当該法定等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第七号中「第二条の四」を「前条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続き特定職に」に、「任期の末日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第七号とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第十一条第六号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第三条（第五号に係る部分に限る。）及び第十一条（第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。